

建設業における4週6休制の推進について

平成4年2月27日

建設生産システム合理化推進協議会

目 次

はじめに	1
建設業における4週6休制の先行的実施に向けて	2
別紙 建設業における4週6休制の推進について	4
建設業における4週6休制の先行的実施に向けて (要望：公共発注機関)	6
建設業における4週6休制の先行的実施に向けて (要望：民間需要者団体、設計者団体)	8
建設業における4週6休制の先行的実施に向けて (要望：建設省建設業行政担当部局)	10
(参考) 建設生産システム合理化推進協議会について	11

はじめに

昨年2月に建設省において「建設産業における生産システム合理化指針」が策定され、総合工事業者と専門工事業者の間に合理的な分業関係を確立し、効率的な建設生産システムを形成していくため、両者の役割と責任及びこれに対応した建設生産システムの在り方が示されるとともに、同指針の内容を具体化するための基準・ルールづくり等を推進するため、総合工事業者と専門工事業者が対等な立場に立って協議する場を設ける必要性が指摘されたところです。

これを受け、昨年8月に建設業者団体の自主的協議機関として、総合工事業者及び専門工事業者からなる「建設生産システム合理化推進協議会」が発足し、第1回協議会において、当面の検討テーマとして「建設業における労働時間の短縮問題」を取り上げることが決定されました。

その後、本年2月までに3回の協議会及び3回の時短検討WGが開催され、本テーマについて検討が行われ、2月27日の第4回協議会において、法律に1年先駆け、本年4月より全日曜日と第2、第4土曜日を休日とする4週6休制の導入を推進する旨の申し合わせが行われました。

本冊子は、その申し合わせに係る関係資料を掲載したものです。

建設業における 4 週 6 休制の先行的実施に向けて

近年大きな発展を遂げた我が国は、その経済力に見合った豊かでゆとりのある国民生活を実現することが大きな課題となっている。こうした観点から国は公共投資基本計画などにより住宅・社会資本の整備を積極的に進めており、建設業はその実施を担う産業として大きな役割を果たしている。

今後、21世紀に向けて経済活動や国民生活の基盤造りを担う建設業が果たすべき役割は一層大きくなるものと見込まれており、長期的に人口構成の変化に伴い構造的な労働力不足時代が到来し、産業間の人材確保をめぐる競争が一層激化することが予想される中で、その競争に打ち勝ち、建設業の将来を支える意欲あふれる若年就業者を確保していくことが不可欠である。

建設業は本来魅力に満ちた産業である。しかし、その魅力を訴えるだけでは真に若者を引き寄せることにはならないし、そもそもその魅力の大半は、実際に建設活動に従事してはじめて実感できるものである。こうした魅力に加え、若者が重視する自由時間を確保するための週休2日制の整備など、基幹産業として他産業に比べて遜色のない雇用・労働条件を提示することによってはじめて若者の就業・定着を促進することが可能となる。

また、ゆとりとうるおいのある社会生活を目指して行くうえで労働時間の短縮は我が国が直面する喫緊の課題であり、建設業に従事する者もまた国民のひとりとして、その恩恵を享受できるよう建設業界全体としての取り組みが求められている。

もとより、建設業においては、現場従事者の多くが日給又は日給月給制であるため、労働時間短縮がその収入の減少を招かないよう配慮が不可欠であること、屋外生産であるため天候の影響を受けやすく、工期どおりに工事を進めようとすれば計画的な休日確保が困難になりがちであることなど、週休2日制を導入するうえでの困難な課題も多い。

しかしながら、建設業の将来を考えるならば、業界を挙げ、雇用の安定化、賃金形態の改善、生産性の向上、工期・価格等契約内容の適正化など構造改善の努力を併せ行うことによってこれらの諸課題を克服し、週休2日制の導入を軸とした労働時間短縮を強力に進めていくことが必要である。

現に、ここ数年企業レベルでの労働時間短縮への取り組みが積極化するとともに、それを契機として、直用化の推進や賃金形態の改善など構造改善が進展する兆しが見えてきたところであり、今後こうした傾向を一層確かなものとし、強めていかねばならない。

これらの基本認識のもと、建設生産システム合理化推進協議会は、将来の完全週休２日制の実現に向け、現場も含めた建設業全体で、全日曜日及びあらかじめ定められた土曜日には必ず休める形での４週６休制（週４４時間労働制）を法律に１年先立ち、平成４年４月から実施することとし、その障害となる制約要因を克服するために総合工事業者及び専門工事業者のそれぞれが果たすべき役割など必要な事項を自主的な基準として別紙のとおり申し合わせることにする。

なお、建設省をはじめとする関係行政機関におかれては、建設業における労働時間短縮が様々な困難を伴うものであることを理解され、平成４年度からの４週６休制の円滑な実施を図るため、各般の施策を講じられるよう強く要望するものである。

建設業界としては４週６休制の実施を労働時間短縮の第一歩とし、今後さらにその実績、経験を活かしつつ、完全週休２日制の導入をはじめ一層の労働時間の短縮の推進、労働時間１８００時間時代の実現に向け、不断の努力を積み重ねていく決意である。

平成４年２月２７日

建設生産システム合理化推進協議会

別 紙

建設業における4週6休制の推進について

建設生産システム合理化推進協議会（以下「協議会」という。）は、建設業における労働時間を短縮し、建設労働者の雇用労働条件の改善を推進するため、平成4年4月から、工事現場も含め、少なくとも4週6休制の導入を図ることとし、週休の基準日としての週休日をはじめ、必要な事項を次のとおり申し合わせる。

記

1. 週休日

週休日は、平成4年4月から全日曜日ならびに各月の第2及び第4土曜日とする。

なお、積雪寒冷地域及び風浪地域において、これらの措置を講ずることが困難な場合にあっては、当該地域における総合工事業者及び専門工事業者が協議し、地域事情に即応した週休日を設定することにより、年間を通じて4週6休制に相当する休日数をあらかじめ確保すること。

2. 工事現場の閉鎖

記1の休日（積雪寒冷地域及び風浪地域において設定された週休日を含む。以下同じ。）においては、工事現場を閉鎖する等により、全ての工事を休止するものとする。

3. 総合工事業者において講ずべき条件整備

記1及び2の実施に伴い、総合工事業者は次の措置を講ずるものとする。

- (1) 工事の機械化、工場生産化等を推進するとともに工程の合理化、効率化等を図ることにより、生産性を高め、工事の施工期間の延伸とコストの増高を出来る限り抑えること。
- (2) 工事の受注にあたっては、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記1の休日を前提とした施工可能な工期を確保するとともに、見積りを適正に行い、受注すること。
- (3) 工事の発注にあたっては、当該工事の作業特性を踏まえ、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記1の休日を前提として専門工事業者が施工可能な工期及び請負金額を確保すること。
- (4) 工事の発注にあたっては、関係専門工事業者に対し、全体及び業種毎の工期、工程を説明し、記1の休日の確保に関して協議する場を設けること。
- (5) 工事着工後において工事計画に変更を生ずることのないよう、正確な工事計画を策定するとともに、これに基づき、的確な工程管理を実施すること。また、悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係専門工事業者に対し、工期等について適切な契約変更を行うとともに、必要に応じ、全体工期等について同様の契約変更に努めること。
- (6) 工事の発注にあたっては、専門工事業者の施工能力等を踏まえ、専門工事業者の休日の確保に支障をきたすことのないように努めること。
- (7) 専門工事業者の労働時間短縮の状況等を的確に評価し、受注業者の選定に反映させること。
- (8) 記1の休日については、就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ本申し合わせ事項の趣旨の徹底を図り、関係専門工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。

4. 専門工事業者において講ずべき条件整備

記1及び2の実施に伴い、専門工事業者は次の措置を講ずるものとする。

- (1) 自ら使用する労働者について、従前の収入の水準を確保するとともに、その業務実態を勘案し、賃金形態の改善を図る等、収入・雇用の安定化に努めること。
- (2) 作業効率、作業密度の向上を図るとともに、工事の機械化、工場生産化等を推進することにより、生産性を高め、工事の施工期間の延伸とコストの増高を出来る限り抑えること。
- (3) 工事の受注にあたっては、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に充分配慮しつつ、記1の休日を前提とした施工可能な工期を確保するとともに、見積りを適正に行い、受注すること。
- (4) 工事の受注にあたっては、記3(4)の協議の場に参画し、自ら分担する工事の工期、工程について、全体工事計画との関係において、十分な調整を図ること。
- (5) 工事の施工にあたっては、自らの工程についての確な管理を行い、工期を遵守すること。また、悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係総合工事業者に対し、工期等について適切な契約変更を求めること。
- (6) 記1の休日については就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ本申し合わせ事項の趣旨の徹底を図り、関係総合工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。

5. 実施体制

構成団体は記1から4までの申し合わせ事項を踏まえ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 記1から4までの事項について、可能なものから速やかに実施に向けて団体としての申し合わせ等を行うこと。また、休日カレンダーを作成、配布する等により、当該申し合わせ等を傘下会員に周知徹底すること。
- (2) (1)の申し合わせ事項等について、マスコミ等を通じ公表するとともに、各種の機会をとらえ、発注者、設計者等を含めた国民各階層に対する積極的なPRに努めること。
- (3) 中央及び地方組織において4週6休体制推進体制を整備するとともに、地方建設生産システム合理化推進協議会等を通じ他団体との密接な連携を図りつつ、実施状況を的確に把握し、必要に応じ協力要請を行う等、適切な指導を行うこと。
- (4) 週休2日制の実施状況について、定期（年1回程度）に調査を行い、その結果を協議会に報告すること。
- (5) 協議会は(4)の報告を踏まえ、必要に応じ、本申し合わせの見直しの検討を行うこと。

6. その他

本申し合わせに基づく4週6休体制の推進に当たっては、資材業者等関係事業者の事業活動に支障をきたすことのないよう十分配慮するものとする。

近年大きな発展を遂げた我が国は、その経済力に見合った豊かでゆとりのある国民生活を実現することが大きな課題となっています。こうした観点から、国は公共投資基本計画などにより住宅・社会資本の整備を積極的に進めており、建設業はその実施を担う産業として、今後、21世紀に向けてその果たすべき役割は一層大きくなるものと見込まれるところであり、労働力人口の減少が予測される中、建設従事者の雇用・労働条件の改善を図り、建設業の将来を支える意欲あふれる若年就業者を確保していくことが不可欠となっています。

また、ゆとりとうるおいのある社会生活を目指して行くうえで、労働時間の短縮は我が国が直面する喫緊の課題であり、建設従事者もまた国民のひとりとして、その恩恵を享受できるよう建設業界全体としての取組みが求められています。

このような観点から、建設生産システム合理化推進協議会は、別紙のとおり平成4年4月から総合工事業者、専門工事業者が足並みを揃え、4週6休制を実施すべく申し合わせを行ったところであります。

しかしながら、単品受注生産、屋外生産等の建設業の生産特性に鑑み、上記申し合わせの円滑な推進のためには発注者のご理解、ご協力を是非ともお願い致したいと考えますので、本申し合わせの趣旨にご理解をいただき、下記の事項について特段のご高配を賜われますようお願いいたします。

記

1. 工事の発注にあたっては、週休日（全日曜日並びに各月の第2及び第4土曜日。業界における週休日が設定された積雪寒冷地域及び風浪地域にあつては、当該週休日。）の工事実施の指示を極力避けるとともに、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候等による不稼働日等を充分考慮し、週休日を前提として施工可能な工期及び請負金額が確保されるようご配慮願いたい。
2. 適正な工期の設定を図るため、工事の発注にあたっては、用地関係、公害関係等、工事の施工にあたって制約となる施工条件の設計図書における明示の徹底にご配慮願いたい。
3. 悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、請負者において、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、工期等について適切な契約変更が行われるようご配慮願いたい。

4. 円滑な工事の施工を確保するため、設計図書の精度の一層の向上を図るとともに、設計意図の施工者への的確な伝達にご配慮願いたい。
5. 工事の施工にあたっては、発注者への提出書類の簡素化、統一化を図る等請負者の事務の軽減にご配慮願いたい。
6. 請負業者の選定に際しては、建設業者の労働時間短縮の状況等も的確に評価されるようご配慮願いたい。
7. ゼロ国債、ゼロ県債等の債務負担行為制度の一層積極的な活用を図るとともに、工事の発注を計画的に行うこと等により、発注の平準化に一層ご配慮願いたい。
8. 建設業団体との話し合いの場を設ける等、建設業における労働時間の短縮について、十分な意思疎通が図られるようご配慮願いたい。
9. 「事業執行における積算等の留意事項について（平成3年5月8日、建設省厚発第146号、建設省技調発第123号）」、「営繕事業執行における積算等の留意事項について（平成3年5月15日、建設省営計発第53号、建設省営監発第14号）」の地方公共団体等への徹底を図る等、建設業における労働時間短縮の推進についてご配慮願いたい。

建設業における4週6休制の先行的実施に向けて（要望：民間需要者団体、設計者団体）

近年大きな発展を遂げた我が国は、その経済力に見合った豊かでゆとりのある国民生活を実現することが大きな課題となっています。こうした観点から、国は公共投資基本計画などにより住宅・社会資本の整備を積極的に進めており、建設業はその実施を担う産業として、今後、21世紀に向けてその果たすべき役割は一層大きくなるものと見込まれるところであり、労働力人口の減少が予測される中、建設従事者の雇用・労働条件の改善を図り、建設業の将来を支える意欲あふれる若年就業者を確保していくことが不可欠となっています。

また、ゆとりとうるおいのある社会生活を目指して行くうえで、労働時間の短縮は我が国が直面する喫緊の課題であり、建設従事者もまた国民のひとりとして、その恩恵を享受できるよう建設業界全体としての取組みが求められています。

このような観点から、建設生産システム合理化推進協議会は、別紙のとおり平成4年4月から総合工事業者、専門工事業者が足並みを揃え、4週6休制を実施すべく申し合わせを行ったところであります。

しかしながら、単品受注生産、屋外生産等の建設業の生産特性に鑑み、上記申し合わせの円滑な推進のためには発注者、設計者のご理解、ご協力を是非ともお願い致したいと考えますので、本申し合わせの趣旨にご理解をいただき、下記の事項について特段のご高配を賜わりますようお願いいたします。

記

1. 工事の発注にあたっては、週休日（全日曜日並びに各月の第2及び第4土曜日。業界における週休日が設定された積雪寒冷地域及び風浪地域にあっては、当該週休日。）の工事実施の指示を極力避けるとともに、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候等による不稼働日等を充分考慮し、週休日を前提として施工可能な工期及び請負金額が確保されるようご配慮願いたい。
2. 適正な工期の設定を図るため、工事の発注にあたっては、用地関係、公害関係等、工事の施工にあたって制約となる施工条件の設計図書における明示の徹底にご配慮願いたい。
3. 悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、請負者において、止むを得ず工期の遵守が困難となった場合には、工期等について適切な契約変更が行われるようご配慮願いたい。

4. 円滑な工事の施工を確保するため、設計図書の精度の一層の向上を図るとともに、設計意図の施工者への的確な伝達にご配慮願いたい。
5. 工事の施工にあたっては、発注者への提出書類の簡素化、統一化を図る等請負者の事務の軽減にご配慮願いたい。
6. 請負業者の選定に際しては、建設業者の労働時間短縮の状況等も的確に評価されるようご配慮願いたい。
7. 工事の発注を計画的に行うこと等により、発注の平準化に一層ご配慮願いたい。
8. 建設業団体との話し合いの場を設ける等、建設業における労働時間の短縮について、十分な意思疎通が図られるようご配慮願いたい。
9. 「事業執行における積算等の留意事項について（平成3年5月8日、建設省厚発第146号、建設省技調発第123号）」、「営繕事業執行における積算等の留意事項について（平成3年5月15日、建設省営計発第53号、建設省営監発第14号）」の趣旨にご理解頂くとともに、建設業における労働時間短縮の推進についてご配慮願いたい。

建設業における4週6休制の先行的実施に向けて（要望：建設省建設業行政担当部局）

近年大きな発展を遂げた我が国は、その経済力に見合った豊かでゆとりのある国民生活を実現することが大きな課題となっています。こうした観点から、国は公共投資基本計画などにより住宅・社会資本の整備を積極的に進めており、建設業はその実施を担う産業として、今後、21世紀に向けてその果たすべき役割は一層大きくなるものと見込まれるところであり、労働力人口の減少が予測される中、建設従事者の雇用・労働条件の改善を図り、建設業の将来を支える意欲あふれる若年就業者を確保していくことが不可欠となっています。

また、ゆとりとうるおいのある社会生活を目指して行くうえで、労働時間の短縮は我が国が直面する喫緊の課題であり、建設従事者もまた国民のひとりとして、その恩恵を享受できるよう建設業界全体としての取組みが求められています。

このような観点から、建設生産システム合理化推進協議会は、別紙のとおり法律に1年先立ち、平成4年4月から4週6休制を実施すべく申し合わせを行ったところであります。

つきましては建設業行政のご理解、ご協力を是非ともお願い致したいと考えますので、本申し合わせの趣旨にご理解をいただき、下記の事項について特段のご高配を賜われますようお願いいたします

記

1. 建設業界全体における足並みを揃えた労働時間短縮を推進するため、本申し合わせ等を踏まえ、官民一体となったキャンペーン等を通じ、建設業界への浸透が図れるよう御配慮願いたい。また、公共発注者、民間発注者、設計者等に対して、本申し合わせ事項等の趣旨徹底方御配慮願いたい。
2. 第2次構造改善推進プログラムに基づいて、雇用労働条件の改善、生産性の向上、建設生産システムの合理化推進等に係る各般の事業の積極的展開について御配慮願いたい。特に生産性・生産効率の向上等を図るため、業界側の自助努力と併せて、悪天候対策の推進、新技術・新工法の開発・導入、技術者・技能者の施工能力の向上等に対する支援の一層の充実、強化について御配慮願いたい。

(参考)

建設生産システム合理化推進協議会について

1. 目的

「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、合理的な建設生産システムの確立を図るためには、同指針の内容を具体化することが不可欠であることに鑑み、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等の立場に立って協議し、両者間における具体的な基準・ルールづくり等を推進するため、建設業者団体の自主的協議機関として、建設生産システム合理化推進協議会を設ける。

2. 事業内容

総合工事業者団体、専門工事業者団体の代表により建設生産システムに係る諸問題について協議し、その解決方策を検討する。

3. 設立

平成3年8月8日

4. 構成メンバー

① 建設業者団体 16名

㈱日本建設業団体連合会、㈱日本土木工業協会	} 2名
㈱建築業協会、㈱日本道路建設業協会	
㈱全国建設業協会	} 各1名
㈱全国中小建設業協会	
㈱日本建設業経営協会	
㈱日本建設躯体工事業団体連合会	
㈱日本機械土工協会	
㈱日本建設大工工事業協会	
㈱全国鉄筋工事業協会	
㈱日本塗装工業会	
㈱全国建設室内工事業協会	
日本建設インテリア事業協同組合連合会	
㈱日本建築板金協会	
㈱日本空調衛生工事業協会	
全国管工事業協同組合連合会	
㈱日本電設工業協会	

② 学識経験者等 4名

大学教授2名、振興基金、建産連各1名

③ 建設省 4名

建設業課長、建設振興課長、労働・資材対策室長、建設業構造改善対策官

5. 委員長、副委員長

委員長：古川 修 工学院大学教授

副委員長：内藤 洋介 産能大学経営情報学部教授

6. 協議経過

平成3年8月8日	第1回協議会	：委員長、副委員長の専任、協議会規約の決定、当面の協議テーマを「時短、休日の確保問題」に決定
同年 9月18日	第2回協議会	
同年 10月15日	第3回協議会	：時短検討ワーキンググループ（WG）の設置の決定
同年 11月21日	第1回WG	
12月17日	第2回WG	
平成4年 1月19日	第3回WG	
同年 2月27日	第4回協議会	：協議会としての時短申し合わせ等を決定

